

控

第 24 民事部

1

平成 27 年 (ワ) 第 9715 号

原 告 学校法人大阪経済大学

被 告 吉井 康雄



9253

反 訴 状

平成 28 年 9 月 18 日

大阪地方裁判所 第 24 民事部 合議 2 係 御 中

反訴原告 (本訴被告) 吉 井 康 雄



損害賠償等請求反訴事件

訴訟物の価額 50 万円

貼用印紙額 5000 円

上記当事者間の頭書事件について、本訴被告は、次のとおり、反訴を提起する。

第 1 請求の趣旨

1 反訴被告 (本訴原告) は、反訴原告 (本訴被告) に対し、50 万円及びこれに対する平成 26 年 4 月 22 日からから支払済みまで、年 5 分の割合による金員を支払え。
28 9

2 訴訟費用は反訴被告 (本訴原告) の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第 2 請求の原因

1 反訴原告 (本訴被告) は、

- ・反訴被告 (本訴原告) の訴訟が的確に実体を認識していないこと、
- ・反訴被告において具体的な損害や権利の侵害が立証されていないこと、
- ・反訴原告がインターネット上に情報公開したホームページは非営利であり、許容されるべき表現の自由の範囲を超えていないこと、名誉棄損の免責要件

を充たすこと、

- ・前訴大阪高裁において、訴外の井形および池島の故意による共同不法行為が確定していること

などから、本訴は公的企業の性格の強い大阪経済大学の倫理観が問われる、無益な訴訟の域を超えない訴訟であること、結果として、反訴原告に精神的苦痛と弁護士費用などの経済的負担を強いる訴訟であることから、

- 2 反訴原告は、反訴被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、50万円及びこれに対する反訴状送達の日から翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。
- 3 請求を理由づける事実として、特に、次の情報に目をとおしていただきたい。
 - ・本訴の被告準備書面（8）は、反訴被告の主張（損害賠償、権利侵害、ホームページ削除要求、その根拠）には、判例および法解釈、事実の真実性において正鵠を射ていないこと、例えば、名誉権侵害の主張にみられるように何がどう名誉権侵害をしているのかの具体的な立証をしないことなどから、本訴訴訟を反訴被告は却下すべきと主張するものである。
 - ・本訴の被告準備書面（5）は、「2003年頃から2012年までの組織的パワハラなるものは認定されていない」など、反訴被告の主張の根拠が事実の真実性に依拠していないことを反訴原告が立証したものである。
 - ・本訴の被告準備書面（6）は、反訴被告の主張「被告が組織的な嫌がらせと主張するカリキュラムの決定手続きにおいて、数十名で構成される教授会においてカリキュラムが承認されており、被告個人に対する嫌がらせを組織的に行うことは不可能である」（原告第3準備書面4～6頁）が虚偽であり、組織的に、かつ、計画的に仕組まれたパワハラであることを、反訴原告が事実の真実性のもとで立証したものである。
 - ・本訴の被告準備書面（7）は、反訴原告のホームページは憲法で保障された表現の自由を逸脱するものではない、ということを主張したものである。

以上

第3 証拠方法

- 1 本訴における、反訴原告（本訴被告）の答弁書、被告準備書面（1）～被告準備書面（9）

2 本訴における、反訴原告（本訴被告）提出の乙第1号証～乙第116号証

第4 添付書類

- 1 反訴状副本 1通
- 2 証拠方法記載の書類（写し）は、既に提出済であり、重複するため、省略する。